

# 民法（債権関係）改正に伴う 金融実務における法的課題（その2）

2019年3月

金 融 法 務 研 究 会

## は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成28年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成28年度は「民法（債権関係）改正に伴う金融実務における法的課題（その2）」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「錯誤（表明保証を中心に）」（山下純司担当）、第2章で「詐害行為取消権に関する改正をめぐるいくつかの問題点」（松下淳一担当）、第3章で「債務引受の明文化の意義と課題」（中田裕康担当）、第4章で「定型約款に関する規定（548条の2、および、548条の3に限る）について」（山田誠一担当）、第5章で「改正後民法における約款の変更について」（沖野眞已担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、平成29年改正民法（以下「改正民法」という。）下の新たな民法95条について、表明保証違反の場面での錯誤規定の適用の有無を中心に検討する。第2章においては、改正民法により変更等される詐害行為取消権に関する課題（被保全債権の要件、内部者の悪意・通謀的害意・支払不能の推定規定の不存在等）について検討する。第3章においては、改正民法において新設された債務引受について、外国法や国際的契約原則を概観したうえで、その特徴等を検討する。第4章においては、改正民法において新設された定型約款に関する規定のうち、合意に係るみなし規定（548条の2）・定型約款の表示義務（548条の3）について検討する。第5章においては、定型約款の変更に係る規定（548条の4）の解釈問題を検討したうえで、普通預金規定を中心にこれまでの約款の変更例を取りあげ、改正民法下での変更可否について考察する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成30年度には「民法（相続関係）改正に伴う銀行実務への影響」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

平成31年3月  
金融法務研究会座長  
岩原 紳 作

# 目 次

<b>第1章 錯誤（表明保証を中心に）（山下純司）</b> ……………	1
1 はじめに……………	1
2 平成29年改正と錯誤……………	2
(1) 動機の錯誤（基礎事情錯誤・事実錯誤）の明文化……………	2
(2) 平成28年最判の示した判例法理……………	5
3 表明保証と錯誤……………	9
(1) 問題の整理……………	9
(2) 新たな民法95条の下での表明保証の扱い……………	11
4 おわりに ～不実表示との関係……………	16
<b>第2章 詐害行為取消権に関する改正をめぐるいくつかの問題点（松下淳一）</b> …	18
1 「前の原因に基づいて生じた」（424条3項）の解釈について……………	18
(1) 倒産債権の定義における「前の原因」との対比……………	18
(2) 各論的検討……………	21
2 内部者の悪意・通謀的害意の推定規定の不存在について（424条の2 第3号、424条の3第1項2号・2項2号）……………	22
3 支払不能の推定規定の不存在について（424条の3第1項1号）……………	23
4 担保の供与等の取消しにおける「無資力要件」の要否について（424 条の3第1項1号）……………	25
5 転得者に対する詐害行為取消請求における受益者の主観的要件の証明 責任について（424条の5柱書）……………	26
6 同一の行為に対する複数の債権者からの詐害行為取消請求訴訟の取扱 いについて（425条）……………	27
<b>第3章 債務引受の明文化の意義と課題（中田裕康）</b> ……………	28
1 はじめに……………	28
(1) 検討の対象……………	28
(2) 改正民法に至る経緯……………	28
(3) 合意による債務の移転の制約……………	30

2	債務引受に関する改正民法の内容	31
(1)	併存的債務引受	31
(2)	免責的債務引受	32
3	外国法及び国際的契約原則	36
(1)	概観	36
(2)	フランスの例	38
4	検討	41
(1)	外国法及び国際的契約法原則からみた改正民法の特徴	41
(2)	「債務譲渡」という見方の示唆と課題	44
(3)	改正民法の債務引受観に伴う個別的問題	45
(4)	改正民法の解釈論	48
<b>第4章</b>	<b>定型約款に関する規定（548条の2、および、548条の3に限る）</b>	
	<b>について（山田誠一）</b>	49
1	はじめに	49
(1)	検討対象	49
(2)	検討の方法	51
2	定型約款の合意（548条の2）	52
(1)	どのようなとき、何について、「合意をしたものとみなす」か（1項）	52
(2)	どのようなとき、何について「合意をしなかったものとみなす」か（2項）	55
3	定型約款の内容の表示（548条の3）	56
(1)	どのようなとき、何を、示さなければならないか（1項本文）	56
(2)	どのようなとき、1項本文の効果が阻却されるか（1項ただし書）	57
(3)	どのようなとき、548条の2の規定は、適用しないか（2項）	57
(4)	定型取引合意の後の表示請求を拒絶した場合について	59
<b>第5章</b>	<b>改正後民法における約款の変更について（沖野眞巳）</b>	60
1	はじめに	60
2	定型約款の変更に関する規定の内容	60
(1)	548条の4の規定	60
(2)	定型約款の変更という概念——定型約款の概念、変更の概念	61
(3)	要件	64

(4) 効果	72
(5) 548 条の 4 以外のルートでの変更	73
3 従来の「約款の変更」	74
(1) 具体例の分析	74
(2) 暴力団排除条項の追加に関する裁判例	77
(3) 548 条の 4 の規定下での暴力団排除条項の追加	79